

事 務 連 絡

平成 29 年 7 月 11 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課

## 廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第 2 版）に係る廃棄物データシート の改訂について

産業廃棄物行政の推進については格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について」（平成 27 年 2 月中央環境審議会答申）で示された水銀廃棄物の環境上適正な処理の在り方を踏まえ、平成 27 年 11 月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 376 号）が公布されました。これを受けて、関連する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等は本年 6 月 9 日に公布され、特別管理一般廃棄物である廃水銀及び特別管理産業廃棄物である廃水銀等の処分基準並びに水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準等について平成 29 年 10 月 1 日から施行されることとなりました。

このため、新たに処分基準等を規定した水銀廃棄物について、適正処理に必要な情報提供がなされるように別紙のとおり廃棄物データシートの一部を改訂しましたので、貴職におかれましては、引き続き、廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第 2 版）の周知等に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

一部改訂した廃棄物データシートは、当省のホームページ  
(<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>)からダウンロードできます。

### 【担当】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課

古市、上野、福田

電話：03-5501-3156

E-mail：[hairi-sanpai@env.go.jp](mailto:hairi-sanpai@env.go.jp)